

与那原マリーナ出港禁止・出港注意指導基準

□ 出港禁止の基準

1. 沖縄気象台の次の注意報・警報が発表された場合

- (1) 強風注意報、警報
- (2) 波浪注意報、警報
- (3) 高潮注意報、警報
- (4) 濃霧注意報、警報
- (5) 暴風警報

*注意報、警報が発令されなくても、次の事項を目安とし出艇に危険が伴うと判断した場合

- (1) 瞬間最大風速が 13m/s を超えた場合
- (2) 雷雲が明らかに近づいてくる場合
- (3) 波高が 2~3m を超えた場合
- (4) 霧や雨で視界が非常に悪くなった場合

□ 出艇注意の基準

気象台の注意報が無く、しかも出艇禁止の基準までには達していないが、今後出艇禁止基準までに達する可能性があり、危険が予想される場合
具体的には、次の事項を目安とする

- (1) 瞬間最大風速が上昇していて 10m/s を超えた場合
- (2) 天気図の判断で現在海面状況は良くても、これから低気圧の通過
前線の通過、雷雲の通過が近づいていて危険が予想される場合

□ 出艇注意の場合の注意喚起

- (1) 初心者は出港しないようにしてください。
- (2) 遠くへは行かず、すぐ帰港できる範囲内で出港してください。
- (3) 気象の状況変化に十分配慮してください。
- (4) マリーナからの連絡を直ぐに受けられるようにしてください。